自転車等の通路の構造について　(参考)
「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則」
自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準（第5条）の一部改正　（平成27年3月1日から施行）

第5条（4）　自転車等の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること

（下線部は改正）

ア　「場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車等を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を1.1メートル（自転車駐車場の自転車のみの駐車の用に供する部分に係る場外通路のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が

（通路の考え方）

「場内通路」とは、自転車駐車場内の通路のことで、自転車等の引き代スペースや押し歩きの対面交通（すれ違い）を考慮して、幅員は1．5メートル以上を確保すること

「場外通路」とは、自転車駐車場内の出入口に通じる通路のことで、押し歩きの対面交通（すれ違い）を基本として、幅員は1．5メートル以上を確保すること

ただし、やむを得ないと認められる場合は直線で見通しが効くことや交互通行の掲示（すれ違いができない）等により、利用者が安全に自転車等を移動できる場合に限り、幅員を縮小することができる　（自転車・原付が共用する場合は1．1メートル以上、自転車のみの場合は0．8メートル以上とすることができる）

イメージ図

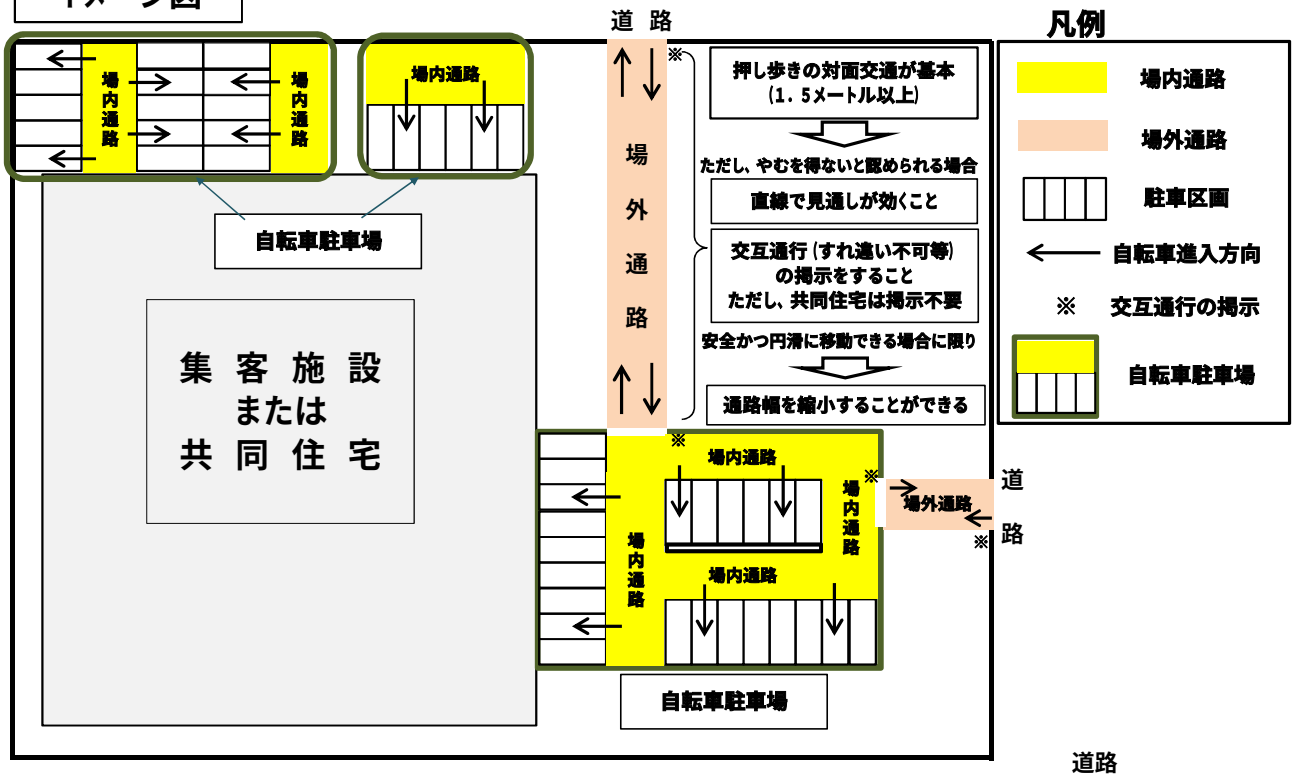

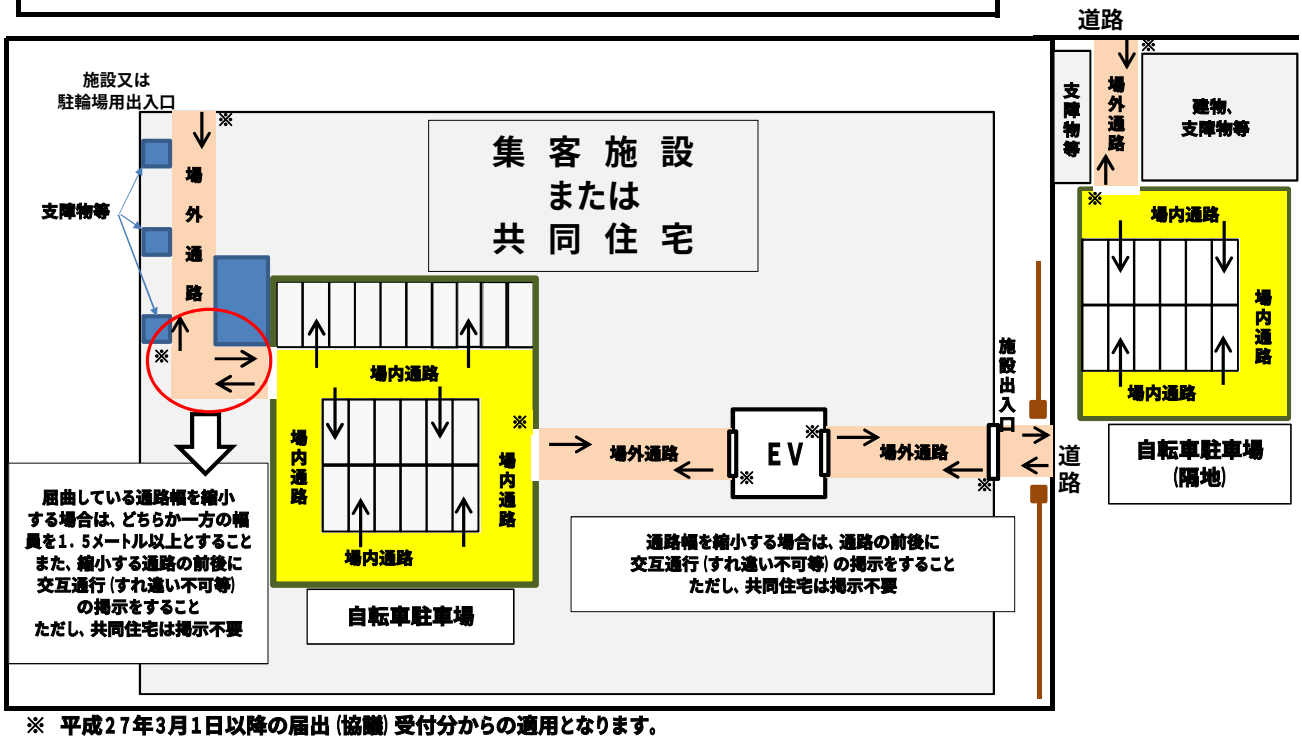

※　平成27年3月1日以降の届出（協議）受付分からの適用となります。
　　平成27年3月1日以前に届出（協議）受付したものは、原則として変更による適用はできません。